

武蔵野美術大学における研究費等の使用に関する行動規範

総務グループ総務チーム

この行動規範は、学校法人武蔵野美術大学研究費等管理運営規則第2条に定める研究費等の使用に関して、適正に管理及び運営するための本学の指針を明らかにするものである。

第1 教職員は、研究費等の使用にあたり、関係法令、本学諸規則、使用ルール等を遵守しなければならない。

第2 教職員は、研究費等が国、地方公共団体その他からの支援であることを認識し、適正な使用に努めなければならない。

第3 研究者は、研究費等が公的資金等によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動しなければならない。

第4 事務系職員は、関係法令等の知識の習得、研鑽に努め、研究費等の適正な執行管理に努めなければならない。

第5 教職員は、研究費等の不正使用が本学におけるすべての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める研究費等の使用に関する不正防止計画をふまえて行動しなければならない。

以上